

**サービス導入前に標準帳票に準拠した納付書様式を使用することについての指針
<地公体向け>**

**日本マルチペイメントネットワーク推進協議会
日本マルチペイメントネットワーク運営機構**

1. 納付書対応の「原則」

Pay-easy（ペイジー）収納サービスのサービス仕様は、収納機関（地公体）がマルチペイメントネットワーク標準帳票に従った納付書を使用することを前提に定められており、以下の対応が原則となります。

< 納付書対応の原則 >

地公体が収納サービスを導入するタイミングと同期を取って、納付書を標準帳票仕様に従ったフォーマットに切り換える。

2. サービス導入前に標準帳票仕様準拠の納付書を使用することについて

収納サービスの導入を予定している地公体において、収納サービス導入前に納付書様式を変更するタイミングが訪れる場合があります。例えば、以下のようなケースが考えられます。

- コンビニ収納を導入するにあたり、バーコード印字等のため納付書様式を変更する必要がある。
- 市町村合併等により様式を変更する必要がある。
- 納付書作成システムの更改時期が到来している。

上記のような場合に、収納サービス導入前に、導入を見越してマルチペイメントネットワーク標準帳票仕様に準拠した納付書様式を採用し、サービス導入時に再度大幅な納付書様式変更が発生することを避けたいとの要望があり、本対応の可否について問い合わせが寄せられています。

本件について、以降に考え方を示します。

2.1 基本的な考え方

本対応は、地公体がマルチペイメントネットワークに収納機関として参加する以前の時点での納付書様式変更の位置付けになります。

地公体が任意の判断で行なうものであり、運営機構・推進協議会として本対応を妨げることはありません。

但し、本対応を行なうにあたっては、様々な影響が関係各所に発生することが予想され、影響範囲を見極めて慎重に進める必要があると考えられます。

次項に、考慮しておいた方がよい影響及び留意点を取りまとめて示します。

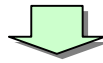
- ◆ なお、地公体が上記対応を行なうためには運営機構制定の「標準帳票ガイドライン」を参照することになると考えられます。同ガイドラインは推進協議会会員（特別会員またはオブザーバー会員）のみ参照可能ですので、参照するためには推進協議会に入会していただく必要があります。

2.2 留意点・影響範囲

地公体が、サービス導入前に標準帳票仕様に準拠した納付書様式に切り換える対応を検討する場合、以下の留意点・影響範囲を踏まえて判断を行なう必要があると考えられます。

運営機構への帳票認定との関係

本対応による納付書は、標準帳票仕様の全要件を具備しているものとはなりません（例えば、「Pay-easy マーク」の印刷は不可）。後々収納サービスを導入する際に、運営機構に対して正式の帳票認定申請を行ない、認定を受ける必要があります。



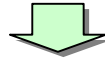
【留意点】

- ・ 地公体としては、正式の帳票認定を受ける際に、若干の納付書フォーマットの変更が発生することを予め見込んでおく必要があります。
- ・ なるべく大きな変更とはならないように、標準帳票仕様に可能な限り合わせておくことが得策と考えられます。例えば、以下のような考慮が必要と思われます。
 - OCRフォーマットを標準帳票仕様の規定に合わせておく。
 - 標準帳票仕様で必須となっている印刷項目（「収納機関番号」等照会依頼キーとなる各番号、等）の印刷位置を確保しておく。

郵政公社への帳票承認との関係

郵便局での収納取扱いを行なう場合は、必ず払込書（納付書）様式について日本郵政公社の承認を受ける必要があります。

Pay-easy 収納サービスによる郵便局での収納を実際に開始する際には、当サービスの専用払込書としての承認を申請し、標準帳票仕様を満たしていることの承認を受けることになります。



【留意点】

収納サービス導入前に標準帳票仕様に準拠した納付書様式に変更する場合の郵政公社への帳票承認については、以下のいずれかの対応が考えられます。

(ア) 郵便振替MTサービスの専用払込書として承認を受ける。

マルチペイメントネットワークの標準帳票仕様は、郵便振替MTサービス(以下、MTサービス)の帳票仕様をベースとしています。従って、本対応を行なう際に、MTサービスの帳票仕様に従った様式を採用し、MTサービス帳票としての承認を取得して同サービスを利用すれば、マルチペイメント導入時に軽微な納付書様式変更で移行することができると考えられます。

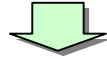
但し、MTサービスを利用する場合、収納済通知の方法が、紙の済通からMT・ファイル伝送に変更になるため、あわせて指定金融機関等を含めて運用方法を検討しておく必要があります。

(イ) 独自様式として私製承認を受ける。

現行、地公体が郵便局での収納を委託している場合、地公体独自様式の納付書を私製払込書としての承認を受けた上で使用していると考えられます。サービス導入前にマルチペイメントネットワーク標準帳票仕様に準拠した納付書様式に切り換えて使用する場合についても、(専用払込書ではなく)独自様式の私製払込書の様式変更として承認を受けて使用する方法が考えられます。

様式変更に関する金融機関との調整

納付書様式を変更することで、金融機関での取扱いに対する影響発生が想定されますので調整が必要と考えられます。



【留意点 - 1】金融機関窓口等における取扱い

本対応を行なった場合、「標準帳票仕様に準拠しているが、マルチペイメントネットワークによる処理には適用できない」様式の納付書が、金融機関窓口を持ち込まれることとなります。その際、各収納金融機関において事務取扱に混乱をきたすことがないようにしておく対処が必要となります。

当該納付書がマルチペイメントネットワークによる処理には適用できないことを、金融機関において認識できるような納付書上の表記を取決めておく等、対処方法を金融機関と協議して決めておくことを推奨します。

【留意点 2】指定金融機関等における現行OCR処理への影響

現行納付書の様式を変えることにより、指定金融機関等がOCR読取り業務を受託しているケースでは、システム対応が発生するケースが想定されます。

その対応方法や対応コストの負担等について指定金融機関等業務委託先と調整が発生すると考えられます。

以上